

『遺教經論住法記』の考察（II）

山内舜雄

はじめに

本論文は、すでに『宗学研究』（第十号、昭和四十三年・三月）に発表した「禪門における遺教經の地位——遺教經論住法記の考察（I）」に続くものである。

一 『住法記』本文の註釈について

以上、元照の題号を釈する中、この『經』の判教についての詳細を考究したのであるが、つづいて本文における註釈の内容を考察してみよう。それに先立つて、一に「帰敬を申ぶ」という帰敬序についての釈があるので、いちおうこれに触れておこう。数あるこの『論』の註釈のなかで、この帰敬偈を詳説したのは、『住法記』だけであろうから、敬意を表しておくうちからも、素通りはできないであろう。ともあれ、いかにも律僧らしい几帳面さがあらわれて好感される。

いまその科段を示すと、初めに「帰敬三寶」と、二に「顯得、故云深也、隨染淨縁、軌成語法、十界依正、因果差別、

示述作」とがあり、前者は「明ニ仏法」と「示ニ法僧」とにわかれ、後者は「叙ニ本懷」と「顯ニ功利」に分れて、「頂礼三世尊」以下の四偈が、それぞれ配されている。偈の内容は簡単であるが、元照はこれが註釈には、かなりの注意を払っている。たとえば「頂礼三世尊 無上功德海」の「無上」を「以チノ論中解レ 義多約ニ 大乗ニ故、知所敬不レ局ニ化主、超ニ出三乘、故云ニ無上。」

と釈し、ついで「功德」については、

「自化行他、五分六度、積レ劫修レ因、成ス等正覺、万德莊嚴、微塵相好、是仏功德。」

とあり、あきらかに『論』が大乗の立場から解義をおこなっていることにもとづいて、これに適応するごとき註を出している。

次の「清淨深法界」以下の偈を釈して

「初ニ約シテ法性ニ釈、不ニ為レ垢染、故云ニ清淨、應用無レ窮、源底叵シ得、故云ニ深也、隨ニ染淨縁、軌ニ成ニ語法、十界依正、因果差別、

故云「法界」⁽³⁾

と、体相用をもちいて、たくみに清浄・深法界をとき示して、いる。法性に約するばかりでなく法門に約して、

「謂大小両乗、八万法藏、詮理化物、無非出離由淨之法」

故云「清淨」⁽⁴⁾

というに至つては、まことに行きとどいた註であることがわかる。つきの「增長修行」については

〔增長修行者、總目三乘、通為僧寶、望果進功、故云增長。〕⁽⁵⁾

とあって、修行者とは、三乗を指していることをのべて、『經』の分齊をこころえて註している。また「世及出世間」については、

〔世及出世間、一句該上法僧、法中、世謂帰戒十善、人天両乗、名為世也、諦縁度等、三乘聖道、名出世也。〕⁽⁶⁾

とあり、これを今經に限定して、

〔若局今經、第二分是世間功德、後五分竝出世功德。〕⁽⁷⁾

とのべている。のちの世間功德分と出世間功德分にかけて説くあたり、叮嚀な配意をしがができる。

二の述作を顯示する「我所建立論」以下の偈については、その「為彼諸菩薩令知方便道」を次の如く釈している。

「諸菩薩者、通目末代真修行者、言令知者、使開悟也、

方便道者、顯示權乘、同帰実道、即下經中、三學四諦、種種法要、求仏菩提、莫不由此、即經所謂汝等所行、是菩薩道、漸漸修學、悉當成佛、一論始終、正用此意、大権弘闡、深體聖心、語說云云、皆由未達、略指大趣、廣在後文。」

菩薩をば具体的に、末代の眞の修行者とし、方便道の權乘を顯示して實道に帰せしめるものとして、大権——大乗に約した権教の弘闡こそ、この經の宗旨を得るものであり、それこそ『論』の意にまつたくほかないとする。元照は前出するごとく明快な判教をこの『經』にこころみて、声聞にあつては本經となし大乗にあつては方便道とするところから、かかる自信あふれる註が、ここに出されたのである。「諸説云云、皆達せざるに由る、略して大趣を指す、……」は、そのことをもの語つていよう。

さいごに、功利を顯わず「以知彼道故」以下の偈については、たとえば「滅除凡聖過」について大小両乗の惑と

果とがとかれ、
「云凡聖過者、過即惑業、惑是業本、且就惑論、大乘両凡、俱未破惑、名凡過也、小乘初果已去、尚有思惑、大教初地已去、未尽無明、名聖過也。」⁽⁸⁾

とある。このように常に大小両乗の註を出すことが、『經』と『論』との、すなわち小乗と大乗との両方にたつて註釈をほどこす立場上、どうしても必要になつてくるのである。元

照は、はやくも帰敬偈でこれを出して、のちの本文の解釈の伏線としているわけである。

元照は、次の文をもつて以上の帰敬偈の釈を畢つてゐる。

「所ニ以論首先帰敬二者、謂恐三衆生無^{ノハ}感容レ致ニ障縁^ヲ、又以ニ聖意難^キ量、有^レ乖ニ円旨^ヲ、故須ニ三宝巨力冥加⁽⁹⁾。」

元照は、『論』をきわめて教判的に厳密に註して、息苦し

いほどであるが、反面柔軟な信仰心を持つていたようで、ここに帰敬偈の存在意義と効用をのべて、さいごに三宝の冥加をもとめている。

以上で、大科第二の「申帰敬」をおわり、いよいよ第三の「釈正文」に入つてゆこう。

『論』の文は、序分以下、七の離種種自性清淨無我分までの七科を出している。これに対する元照の註をみよう。

はじめの「建立菩薩所修行法」を称してい。

「菩薩行法者、以^ニ五乘^ヲ簡也、……又復所乘之法、不^レ出^レ有^レ五、大約^ヲ為^シ言、三帰五戒、十善四弘、為^シ人天乘、四諦十二因縁、為^シ声聞緣覺乘、六度万行、為^シ菩薩乘、若拠^ニ今經、本聲聞乘、而論云^ニ菩薩^ヲ者、凡有^ニ五意⁽¹⁰⁾。」

もと声聞乗であるべき本經を、なぜ菩薩乗となすのであるか、との理由を五意をもつて答えるのであるが、これはすでに前章で論究したところであるから、ここでは名まえだけをあげておく。「一本ニ如來出世意」「二順ニ法華開会意」「三

依^ル涅槃重施意」「四流通應機意」「五大小相攝意」、これらが五意で、元照は理路整然と『論』の大乗的立場を肯定する論理を展開したのち、次のようにこれをむすんでいる。

「略以ニ五意、宗旨坦然^{タリ}。但學者專レ隅、多封ニ名相一強生ニ彼此ニ未^ニ肯適從^セ。雖^テ曰^ニ弘持^ヲ、寧知^ニ誹謗^ヲ、深須ニ詳究^ス、勿^レ事ニ遲疑⁽¹¹⁾。」

元照ほど『論』の大乗的立場を、明快に論証したものはない。まことに「宗旨坦然たり」である。したがつて「ただ学者、偶を専らにして、多く名相に封せられ、強いて彼此を生じて……」以下の、ちからづよい発言となつたものと思われる。五意をもつてする自己の論証に、つよい確信のあることが感じられるが、じつ元照の論証は、前章で詳究したごく、まことに完璧にちかいものである。

七科そのものについては、『論』の立場に立つ以上、これをそのまま肯定するのはいうまでもないが、常途の三分法に気がねするのは、元照といえどもかわらない。そこで、「常途三分、起^レ自^リ弥天、且^レ是一端、未^レ可^ニ常定、後人不^レ曉^ム、」とあるが、この「常途三分」の「常途」は、例判^ヲ群經^ヲ設^シレ^バ不^レ全^ム、亦須ニ曲取^一、孤山以^ニ是我最後^ヲ等二句^ヲ為^シ流通^二當^レ知科節^ヲ隨^レ經^ヲ自^ラ殊^モ、豈得^シ雷同^例為^シ一判^ト、請^ヲ觀^ニ此論^ヲ、適^ニ足^ル自^ラ明^ニ」である。

といい、しいて弥天の道安にはじまるという序・宗・流の三分法にしたがう必要はない、と断言して評破の対象である孤

山智円の『疏』が、「是我最後之所_ニ教誨。」の文を流通分としたことを斥っている。

なるほど、科節は元照のいうごとく、「經に随つておのずから殊りあり」とする方が合理的で、雷同して三分法を決りきつたものとするのは、馬鹿げている。そこで、「請ふらくは此の論を觀よ、たまたま自明するに足れり。」と、『論』の七科分の正当性を主張するわけであるが、これには深い理由がある。すなわち『論』の七科をみると、序分について第二分の「修習世間功德分」を立て、つづいて第三分の「成就出世間大人功德分」を出すというふうに、小乗から大乗へと『經』を深化徹底せしめてゆく過程をとっている。さらに第四分の「顯示畢竟甚深功德分」から第七分の「離種種自性清淨無我分」までは、第三分を土台としたその開展にすぎない。『經』の大乘なるを論証しよいように『論』の七科が組み立てられていることは瞭然である。したがつて『節要』をはじめ『論』グループの諸注は、『論』の七科を玉条としているのであるが、『論』を重視しない『經』グループでは、了童の『補註』も、知旭の『經解』も、三分法をもちいて『經』の解釈を立派におこなつてゐる。やれば出来ないことはないのである。『論』の七科は、やはり如上の意図のもとに立てられたものと解すべきで、その点、三分法にこだわること自体がおかしいのである。

以上で分科についての元照の所説をおわり、序文の註解に入るわけであるが、ここで元照は、正しく『論』の構格に入がつて、まず「經曰」として『經』の本文を出し、つづいてこれに對する『論』の釈を『論曰』と出して、『論』文の詳釈につとめている。まことに整然としていて、明快なその科文とともに、他註にみざるところのものである。そのうえ字句の解釈が、叮嚀のうえに適切である。いま序文でこれを出せば、

「初科以_テ三經中所_レ序、出生入滅、始末化事、莫_{キノ}レ非_{トイフコト}利物_二故、示_ス顯示利益_二也、至_リ於垂滅_ニ化事已終_ル、故云_ニ成就畢竟_二也、既施_ス利益_{モレ}不_{トイフコトセ}成_レ功、故皆名_ニ功德_二」⁽¹³⁾

とある。過不足ないうえに、正鵠を射ている。また別解する初めの「法師功德」については

「初法師中、初文三相。總相對_ニ牟尼_一即法身。別相對_ニ釈迦_一即應身。總別相對_ニ佛、上冥下應_ス、自他受用。即報身。以_テ三相_ニ共為_ス一号_ト表_ス一體即具_ニ三身、故合_ニ姓名_ヲ、用彰_ニ實德_、稱_レ之獲_レ福、其致在_レ茲。」⁽¹⁴⁾

とあり、三身の説明についての『論』意をうけて要を得ていいことおどろくばかりである。このようなどころから、從来『遺教經』の註釈の白眉とされ、多くの後の註疏に依用されているのもうなづかれる。『遺教經私鈔』は、『住法記』を指して、「誠ニ照師ノ記粲然トシテ理ヲ尽セル者歟……正シク

依憑トスル所口ハ夫惟住法記ノミ」といつて、賞揚おくあたわざると共に、依憑しうる唯一の註となしているのである。

普寂は反対に、かかる教判的に整然たる『住法記』の所説を駁せんがために、『遺教經論略疏』を撰しているが、普寂の評破目標になるだけの教判的正確性を、じじつ『住法記』は有しているといつてよい。

一の「開法門功德」においても、『論』のいう「白淨」を釈して、「仏說二教門」、無レ非^{トコト}出要^{トコト}故皆名^{トコト}白淨⁽¹⁶⁾といい、また「転」と「説」については「転者謂、始為^{トコト}陳如^{トコト}三轉^{トコト}四諦⁽¹⁸⁾」として、示相転・勸修転・引証転を四諦にかけてとき、「説者謂、涅槃會中、復為^{トコト}須跋^{トコト}說^{トコト}八聖道^{トコト}」を得^{トコト}初果^{トコト}、又広說^{トコト}四諦^{トコト}成^{トコト}四果⁽¹⁸⁾と「説」をあかしたのち、「法門初啓、將運無^レ窮故、在^レ初名^レ転、化事既畢、俯^{シテ}顧^ル機^ヲ故、最後^ヲ名^レ説^{トコト}。」と、両者をむすんで間然する所がない。さらに一の「開法門功德」では、「初転法輪」と「最後説法」というように法に約し、三の「弟子功德」では阿若憍陳如と須跋陀羅を出すよう人に約しているところから、『経』の文は前後するわけであるが、この点についても『住法記』は、「此与^{トコト}下科^{トコト}欲^レ使^{トコト}人法成^{トコト}類^{トコト}、故隔^レ句取^レ文⁽²⁰⁾。」と、まことに適確な、そしてかゆいところに手がとどく註をほどこしている。もちろん『節要』も、この箇處を、「聖智之巧^{ニシテ}隔^レ句配^{トコト}義矣⁽²¹⁾。」といつてゐるが、『住法記』のごとく切れ味が

よくない。「人と法とをして類を成せしめんと欲す。」という元照の註は明快である。

五の「因果自相功德」においては、『論』のいう四種の自相を釈して、

「五因果中、初科謂、未^レ滅為^レ因、已^レ滅為^レ果、四句以^テ示^レ相、各別^{ニシテ}無^レ濫、故皆云^ニ自相^ト。」

と、まず巧みに自相を説明したのち、

「始往^ル雙樹涅槃之処、故云^フ因相^ト、將入涅槃者、涅槃會上、放^テ光，入^レ定、臥^{シテ}牀示^ス疾、等皆為^シ示現^{スルカ}入滅^ト、將入是因、涅槃是果，故云^ニ因共果相^ト。中夜是入滅之時、表^ス在^ニ中道^ト、二種中道、通^{シテ}含^ム因果^ト、故云^ニ總相^ト、寂然無聲、正是入滅、故云^ニ果相^ト。」

と、因相・因共果相・總相・果相、『経』の文にそいつつ具体的に解説している。そして「沙羅雙樹」というところから、四雙は大教、一雙は小教という説をうけて、小乗の『涅槃經』を出し、

「若^モ三卷泥洹云、仏語^ニ阿難^{トコト}汝可^レ往^ニ沙羅林中、見有^ニ雙樹、孤^リ在^ニ一處、洒^キ掃其^{トコト}下、使^ミ命清淨^{ナラ}、安^ニ處^{シテ}繩牀^ト、令^ニ頭北首^{ナラ}、此則^ニ共向^{タリ}止有^ニ一雙、以下^テ大本六卷、悉對^ニ大機^ト、雙樹三卷並是小教^{ナル}、大小^ニ機^ト、所^レ見各異、今經^ト但云^ニ雙樹^ト、則教限可^レ知矣⁽²⁴⁾。」

この『経』は雙樹というかぎり小乗の『涅槃經』にひとしく、したがつて小乗教の分齊に属するというのであるが、この点についてはすでに論究しているから深くはふれない。た

だ元照が、いかに綿密に表現上の些細な差違をとらえて、この『經』を小乘教に入れようとしているか、を注意すれば充分である。もつとも、『節要』もこの点については、「若依_{シラハ}三卷經文_ニ、似_{タリ}唯一雙_ニ、以破_{テス}斷常_ヲ、此亦大小_ノ一機、所_レ見各別_{ナリ}⁽²⁵⁾」といつてはいるので、通説であることがわかる。

なお「總自相」を『論』が、「正覺中道」と「離正覺中道」に分け、後者よりさらに「自性無說離念涅槃」と「遠離覺觀涅槃」を出しているのに対する元照の釈は、

「中道一体、在世入滅、故分_ニ二種、例如_シ小教、有余無余_ニ二種、涅槃_一也。是中_ト下_{イフ}次_{ハニス}釈_ニ果相_ヲ、自性無說者、體離_ニ言詮_ヲ、故_ハ說由_レ念起、離_ル、念故_ニ無_レ說、對_ニ經無聲_ニ也。遠離覺觀者、性非_ニ思慮_ニ、故_ハ、覺觀_ニ是動、遠離故_ニ無_レ動、對_ニ經寂然_ニ也。」

と一体たるべき中道を、在世・入滅にわけて二種に出したとなし、あたかも小教の有余・無余の如し、と説いている。

が、これは『節要』にやや似た註があり、かなり『節要』との類似点も指摘しうる。無說以下の字解は、過不足なく、これ以上意をつくし得ないことがしられるであろう。

「是時中夜、寂然無_レ聲」の二句については古来いろいろ解がなされてきたようで、「人多_ク不_レ曉_ク或_レ謂_ク、先_ニ寂定_{シテ}後_ニ說_ク法_ヲ、或_ク云_ク、於_ニ無記中_ニ、假_テ名字_ヲ說等_ヲ、如_レ是妄伝_ヲ、深_ニ乖_ニ經旨_ヲ⁽²⁶⁾」とあり、これを「まず寂定にしてのち法を説く。」とか、あるいは「無記の中において、名字を假りて説く。」とかい

うのは妄伝にすぎず、經の深旨にそむいていると元照はきめつけている。そして

「此之二句、深序_ニ如來說_ク經已_ヲ、後即入_ニ涅槃_ヲ。拠_ニ文次第一、合_ニ序中_ニ、備序_ニ始末_ニ、故正宗之後、更無_ニ流通_ニ。」

といつてはいるの、「是我最後之所教誨。」を流通分に配した孤山智円の『疏』を難じたことはいうまでもない。が同様な例が前に出てるので洋説をさける。

かくして六の「分別總相功德」において、人法における二位の差別を、

「六分別總相者、人法_ヲ是總相、各有_ニ三別、故_ニ分別_ヲ、人中_ニ如_ク、目蓮身子等_ヲ、名為_{クテ}師首_ヲ、名_ニ上首弟子_ヲ、即諸上首所有徒衆_ヲ、名_ニ

眷属弟子、法中世出世者如前已解⁽³⁰⁾

と釈して、序文をおわるのであるが、みてきたごとく元照は、各所において『経』の定判をこころみつつ『論』の深旨を展開し、かつ字解は深切をきわめている。ことに『経』旨と『論』旨とを適確に分別して、論じてることはみごとで、彼の教学的基礎の尋常でないことを窺わせるのに充分である。

二 修習世間功德分について

元照が、『論』の意に従つて、第二分の「修習世間功德分」を三科にわかつて解釈することはどうぜんである。

「第二分下、即入正宗、修習世間功德下、列三科、即是三道、今修對治破此三道、離四趣苦、位在共凡、故名世間。若論斷証、為道方便聖道基本、則為出世功德矣。」

ここから正宗分に入ることは、『論』といえどもおなじである。以下のべる邪業をはじめとする三道を対治して四趣を離れるのであるから、修行の位は凡位にあるわけで、世間の功德と名づけられてしかるべきであるが、次にとく出世間の功德の前提条件となる意味では、まさしく「道の方便、聖道の基本」である。『論』が、あえて三分法をとらず、「世間の功德」を「出世間の功德」と対立せしめてとき、ついには大乗に証入させる意図を、元照は充分承知して、かかる解を出

しているのである。

第二分は、さらに「初依根本戒」「二方便遠離戒」「三戒能生功德」「四勸修利益」の四段に分れる。初めの根本戒をあかす『論』の文は重要である。

「此修多羅中毎説、比丘者、示現遠離相故、復示摩訶衍方便道与三乘共上、故、又於四衆亦同ニ遠離行故。」

すなわち『論』の大乗的見解が明示される箇処で、いはば小乗としての『経』との接点がここに明らかにされる。元照が詳釈をこころみるのはどうぜんである。彼は、まず、なぜ摩訶衍の方便道が二乗とひとしいのかを説明する。

「次云摩訶衍此翻大乘。方便道者、謂諸菩薩、志願雖殊、而入道階漸、竝同声聞、皆修遠離、故云与二乘共也。」

大乗の菩薩は、その志願が声聞とことなるのはいうまでもないが、といって修行の初步的段階においては、やはり遠離を修するのであるから、この点声聞とおなじである。かくて「摩訶衍方便道与三乘共」となる、というのである。

「四衆」が、天人龍鬼等を指すことはいうまでもない。そこで、

「初句即當教道衆、次句大乘菩薩衆、後句人天雜衆。欲明比丘之号、不レ局三声聞、取其所修、皆受斯目上。方顯遺教普被羣機。」

乗の菩薩を対機となし、さいごの句が人、天の雜衆を相手にしているわけであるから、毎説するところの比丘とは、あえて最初の声聞だけにかぎるべきでない。それぞれの修行する立場で、声聞は声聞なりに、大乗の菩薩は大乗の菩薩なりに、この『經』のおしえをうけとるべきである。かくしてこの『經』が、普ねく群機に被らしめるところの遺教とはなるのである。だから厳密にいうと

「故知、此經在三聲聞、則為三本教、在三菩薩則為三方便道。」³⁵⁾

となり、この『經』は声聞の立場からは本命の經とはなつても、大乗の菩薩の立場からは方便道ということになる。両者評価がことなつてくるは、立場がことなる以上やもうえない。『論』は後者に立つて判じたのであるから、前者と内容がことなつてきて、あえておどろくにあたらない。

「論從大判、前偈甚明、始見三論家毫髮無レ濫。」³⁶⁾

この点、『論』の主張は、まことに筋がとおっている。どうして『論』の作者ともあろうものが、大小両乗の区別をしないことがあろうか。「豈有三聖師不辨三大小。」というわけである。

ところが、従来の伝述は、小乗であるところの『經』の文をあきらかにしないで、大乗と判じ、反対に小乗とするものは、まったく『論』の大乗的見解を理解することができない。『經』と『論』との、本来の立場をわきまえないと、

かかる混乱が生じるのである。「云々異論、無レ足レ叙レ之、來學聽尋、何由曉悟、嗚呼。」となげいているが、じじつ元照ほど両者の立場を辨別して、これが註解をこころみたものはない。

以上、初めに「釈ニ比丘」したのち、「二に「釈ニ滅後」して、三に「釈ニ木叉」するのであるが、三はさらに初めに「釈ニ名義」二に「顯ニ功用」三に「示ニ利益」と分れてゆく。そして、さいごの「示ニ住持利益人法相似」の一稿において元照は

「次釈ニ入法相似、人即是仏、法即木叉、以下仏在世専用ニ木叉、軌レ物安ち衆、仏雖云滅、此法常存、但使稟承、何殊ニ仏在、方見ニ木叉住持之益。」³⁷⁾

と滅後における戒の護持こそが法の常住にほかないことを強調したのち、

「嗟今道衆、撥ニ棄シテ、謂言ニ通達、無レ師無レ法、沈墜何疑、詳ニ此文庶幾一悟。」³⁸⁾

とのべて、現在の修行者の戒律をなげすてて、撥棄して、無師無法のさまなることを嗟嘆し、この文によつて自覺することをねがつてゐるが、元照としては、かなり感情的な表現といえる。教判上の形式的な解釈を、ことさら厳しくした彼にとっても、この『經』の註解をこころみた意図が奈辺にあつたかを察せしめる。

根本清淨戒について、方便遠離戒が次にあきらかにされる。『論』は、「護^{ハク}根本淨戒」故、とあり、『記』はこれを『護謂能護、即此方便戒、對^ニ經捺字^{ニ⁽⁴⁰⁾}』とうけて、方便戒の意味をあかしている。そこで、「護^ニ根本戒」とは、「不^レ同^ニ凡夫增過護」と「不^ル外道捐智護」とに分れてとかれ、前者において「方便求利増過」以下の、いわゆる十事が詳説されているが、「論文上下多從^テ義判、不^ニ為^レ文局、学者須^レ智」⁽⁴¹⁾と元照のいっているとおり、『経』の文をかく十事に結することは多少の無理が存するようである。が『論』はあくまで「義に従つて判ずる」わけで、『経』の文に局られない。『論』の註釈態度を元照ははつきりと指摘している。

ただ、十種に結することは、古來異論があつたようで、次の身処木叉に属する參預世事を加えて十一事とする『論』本もあつたことを指摘している。しかし身処木叉の參預世事をここに入れるのは不自然であるところから、元照は「古本に依つて」、これを十事と改め、さらに、これら十を三種に分けて、前三を貪求の過、中の六を畜積多事の過、後の一を乖儀の過、と⁽⁴²⁾している。修行の菩薩は、これら十種の増過を速かに遠離すべきであるが、元照はこの「修行菩薩速遠離」の文を、次のように釈して、この『経』の性格をあざやかに剔出している。

「此所謂摩訶衍方便也。然今經本是化教、論中但云菩薩、則知

通^{シテ}被^{シメテ}道俗^ニ、非^ス局^ニ比丘^ニ、不^レ可^ラ下專用^ニ律文^ヲ、横判^中持犯^上、律唯制^ス道、故有^ニ犯科^ニ、經乃通食、但論^ニ業行^ヲ、多見^ニ紊乱^ス、故特^ス之⁽⁴³⁾

すなわち、ここで修行の菩薩が速かに遠離すべし云々といつているのは、摩訶衍の方便をのべたものである。この『経』は、もともと小乗の化教であつて制教ではない。だから『論』の中で菩薩といつているのである。その意はあまねく道俗に被らしめて、比丘だけを対象にしてはならない。制教の立場から、勝手に持犯うんぬんを判定してはならない。化教としての経の中に戒律をつつみこんだこの『経』は、持犯が問題なのでなくして業行こそ大切なものとしている。以上、元照の説き方は、大乗戒經としての『遺教經』の性格を、あきらかにしたものといえよう。律僧としてのは、とくに強調したいところで、「特に之を点す」という意味も理解しうる。

「不同凡夫增過護」につづいて、「不同外道捐智護」がとかれる。これは世間の分別の見であるから、とうせん五句十種のような外道の捐智があつてもよいわけで、これらを遠離することが、また要求される。しかし、これらの世間智は、使いようによつては役に立つ。そこで元照は、「然^ル上所判、並謂^ニ邪求、若以^{シテ}濟^フ物為^レ心、仮^レ術通^シ道、適^レ時用捨^セ、誰曰^レ不然⁽⁴⁴⁾」

とのべて、よこしまに求めるのでなく、衆生を救うために用

捨時にかなうならば、なんらいうことはないのであるが、いまの僧侶はいたずらに俗務をまんんで、本業とまちがえている、とこれまた激しい攻撃を加えている。

「但未俗澆浮、多專ニ俗務、心存ニ規利、口説ニ行慈、永陷ニ邪流、深乖ニ正業、勿下攀ニ高跡、妄自矜持上、且順ニ聖言、急須ニ遠離。」

高踏的なことをいつて、うぬぼれてないで、すなおに初步的な聖言に従つて、これら俗事からの遠離こそ急務である、

という。

以上で、初めの「明護根本」がおわるのであるが、二の「是根本」についての科段は、異説が存する。これは『論』の文が、

「何者是根本者、此示ニ根本ニ有ニ種一、一者行法根本故、二者行処根本故。」

と、行法根本と行処根本の二つを出しながら、行法根本については「行法根本義、波羅堤本又故」とあるだけで、なんら釈文らしいものがないことによろう。しかし、行法根本とは、前の根本戒のことであるから、いわば所護の法体で、この法体が身の三業の處において、はじめて具体化されるのである。

したがつて、行法根本と行処根本とは、能持所持のちがいから二つに分れたにすぎなく、別のものではない。

この間の事情を、元照は次のようにのべている。

「次明ニ是根本ニ標分中、行法根本即前根本戒、正是所護ニ三法体、

以レ無ニ別行処、但是於三業処、行ニ上法体、次顯ニ能持所持三異、又彰ニ受体隨行之殊、故兩分耳。」

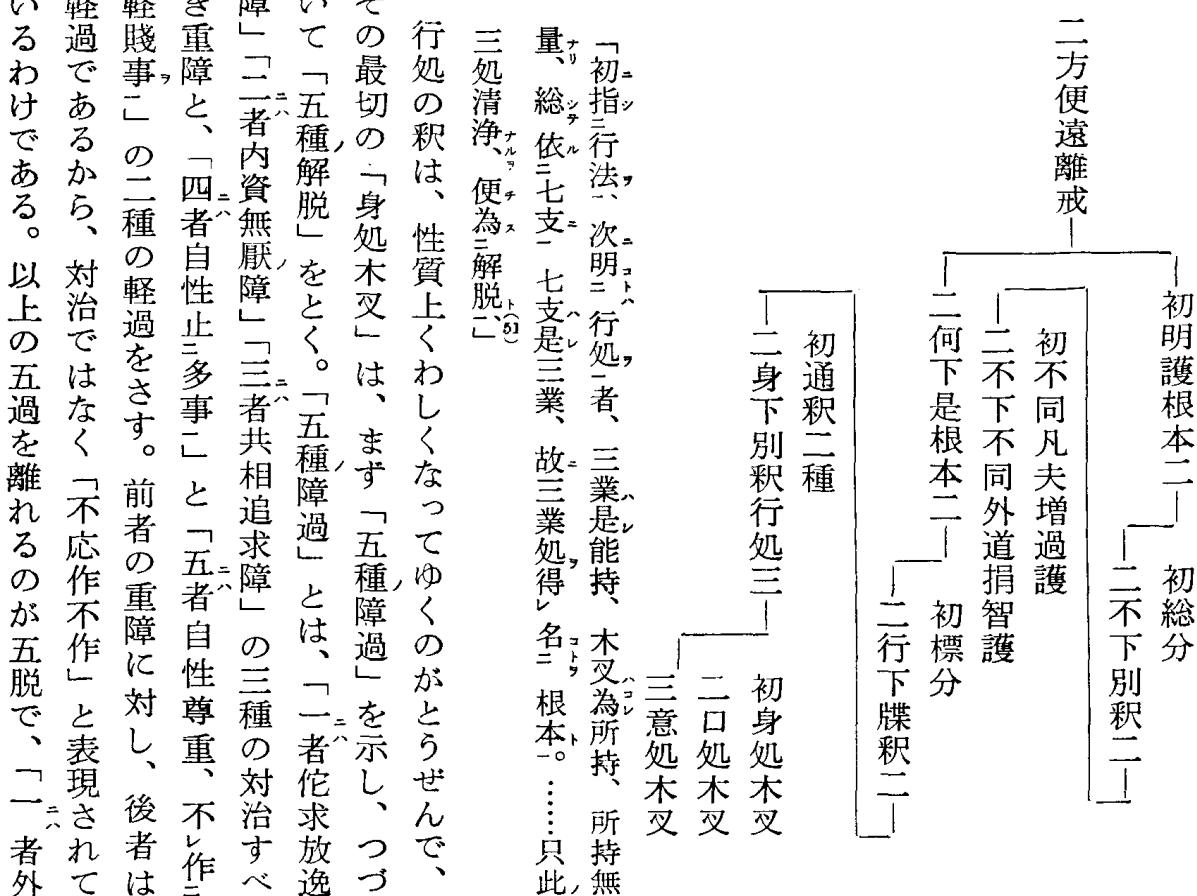
こうみてくると、行法根本に釈文のないのは、むしろ当然で、あらためて説明の要はないわけである。そこで、前掲の文につづいた割註に

「有謂行法根本下無ニ釈文、止是懸レ科、或云稱ニ上捐智護者、不レ看ニ本論、故致ニ穿鑿。」

と元照はいつていて、前者は上述の説明でよいとして、問題は後者である。なるほど『節要』の科段をみると、こここのところは、「二不同外道捐智護」をして、「初行法根本、二行処根本」の二つを出してゐる。割註のいうがごとくである。このようなものを指して、元照は「本論を見ず」と非難しているのであろう。たしかに元照の所論のごとくで、「行法根本」を「不同外道捐智護」に懸けるのは誤りもはなはだし。『論』の文をよく読んでいい証拠である。そこで『住法記』の科段は、次のとくなつてゐる。⁽⁴⁵⁾ いかに元照の理解が綿密で、ゆきとどいたものであるか、この一事をもつてしても充分であろう。

「行法根本」すなわち根本戒は、身・口・意の三業において行じられる。前者につづいて行処根本かとかれるゆえんである。具体的には後義が大切で、三業の清浄が解脱となつてゆくのである。

『住法記』の科殷は、ごく簡略に示せば次の如くなる。



「縁身解脱」「一者内縁身解脱」「三者自相縁身解脱」「四者衆事縁身解脱」「五者遠離異方便縁解脱」であるが、これらに対する元照註は、たとえば四の「自性止多事」を釈して、「又出家遠レ世、本不^ニ多事、人天師表^ニ体自^ラ高尚^ヲ故、二種不応、皆云^ニ自性^ニ也。」というように、文意をとらえ、たくみな字解をほどこしているが、それ以上を出ていない。これは内容がほとんど律であるから、解釈のしようのないことによる。

「依^ニ邪法」と「依^ニ邪人」という二種の「邪語不応作不作」をとく處木叉においても、これは同様である。

「意處木叉」は、「一者多見^ル他過^ヲ障」「一者邪思惟障」「三者於^ニ受用衆具中^ニ無限無^ニ厭足^ニ障」の三種の障をあげてその対治をとくが、そのうち最後の障については、「此対治、如^レ経於^ニ四供養^ト知量知足^ト故。」の文が添えられて、さらに「此供養有^ニ三種^ニ」と詳釈が加えられている。二種の供養とは、飲食・衣服・臥具・湯薬などの身分の中における供養が一つ。不共心供養・無厭足心供養・二事相違心供養・等分心供養などの四種の心分の中における供養がそれである。

「此四種心供養、癡亂衆生、常受用故、不知^レ知^レ節量^ヲ故、若入^ニ三昧^者、知^レ量^故、若入^ニ道分^者、知^レ足^故」

と『論』が、とくに知量において三昧を強調するのに注目しているわけである。以上の五過を離れるのが五脱で、「一者外軽過であるから、対治ではなく「不應作不作」と表現されていいるのである。以上の五過を離れるのが五脱で、「一者外

「入三昧分者、謂外凡已去、觀智觀察、明見心過、故云知量。」

入道分者、即大小聖人、發智斷惑、永絕心過、方名知足。
……」

と、これを敷衍したのち、諸註の此の科を削ることあるを難じている。

「此科由屬意處木叉、故加後釈、末世修治、最為精要。諸師詮述、例皆削之、造道不深、未第此理、循文誦語、何足為能。」

三種の障の後のひとつを、かく三昧などにかけてその知量を詳釈するのは、ここが意處木叉に属する一段である以上、とうぜんのことである。末世はとくにその修治が要求されている。ところが諸師の註をみると、この後釈が削られているものが多。たしかに文の構成からは、この後釈の一段は、して後の一つだけを特に釈するのであるから、不自然ではある。そこで如上のことが起きたのであろうが、元照は、これを「道に造ること深からず……」と真意が把握されていない、とするのである。おそらく元照のいうが如くであろう。

意處木叉は以上の「三種障対治」につづいて、「三種不応作」がとかれる。「不汚淨戒、不受持心垢故」「二者遠離無縁顕已勝行、令他不中正解上故」「三者遠離貪覆れ心、貯積衆臭故」と、『論』は説明しているが、ここで元照は、「古疏問、云何以性重都無レ誨耶。」の問を出し

て、きわめて重要な答を出している。

「有云、前木叉中、總包五篇者。或云、囑輕以況重者。此由不レ了論意、故致妄釈、且根本木叉体、即七支性業、重患易知、故不別舉。方便遠離、制遮護性、遮多難識、故略提ニ喜犯、勵命謹護。論家明分ニ戒、即簡ニ遮性不同、豈得ニ性戒都無マ文耶。」

「いかんが以て性重すべて誨無きや。」の答として、あるいは前の木叉の中に總じて五篇が包摂されているとか、あるいは軽戒にかこつけて重戒はいうにおよばないとか云うのは、『論』意をしらざる妄釈であるというのである。そうではなくて性重戒は本質的に重罪なのであるから、特別にいわないのである。これに対して方便遠離戒は、性戒を護るために、世間のそしりを避けるため釈尊が制止された軽い戒であるから、この遮戒の方は、数も多く辨えがたい。そこで、かく犯しやすい具体例をあげて、こまごまと訓戒るのである。『論』は、性戒・遮戒の区別を、このように充分こころえて説いているのである。

「世之。講者、皆嫌論意難明、竝謂經文易解。此由心不涉、道、學不駐、功止用、麤情、臆度聖語、將同ニ世典、一往消通。況論主聖師、理無隱味、不レ思ニ縛、短一翻怒ニ汲、深一雖復操觚、實同摸象。略提二大要、用示來蒙、謂經如知病處方、論似診脈示病、識病用藥、疾無不瘳、故經

文 尽説二對治、論中多明ニ障過。請將ニ此意、試考ニ彼文、從レ古
遙疑、渙^{ルコトナランノトカル}⁽⁵⁶⁾如ニ冰釈^{一矣}」

ところで世の『遺教經』を講ずるものは、『論』意は明らかにたいといつて、これを嫌い、それに反して『經』意は解し易いという。まことにそのとおりである。しかし元照にいわせると、それは「心道に涉らず、學功を駐めざるに由る」のであって、主觀をもつて推しはかつて世の書物におなじく、一往解釈のすじを通したにすぎない。「縛^{アラバナカ}」の短かきことを思わず、翻つて汲むことの深きを怒ると」、元照の評言は手きびしい。そこでかれは、『論』と『經』との、ことなつた性格を、つぎの如く比喩をあげる説明する。「經は病を知つて方に處するが如し、論は脈を診つて病を示すに似たり、病を識つて藥を用い、疾瘳^{イエ}すということ無し。」かくして「經の文には、ことごとく対治を説き、論の中には、多く障過を明かす。」ことになる。要するに『論』意が明らかにたいというのは、それだけのことがあるのである。

以上で、方便遠離戒がときおわるが、先の根本清淨戒とあわせて、これら二戒がともによく功德を生ずることを説くのが、三の「二戒能生ニ功德」である。『經』の文でいえば有名な「此則略説^{シテ}持戒之相。戒是正順解脱之本、故名ニ波羅提木叉。依レ因ニ此戒、得レ生ニ諸禪定及滅苦智慧。」にあたる。これに対する『論』は、

「已説^{シテ}從根本戒、次説^{シテ}根本戒、與^ト從戒俱解脱、能生ニ諸功德、故。⁽⁵⁷⁾」

との科文を出したのち、まず「略説を称」する。

「從戒是戒相故、不可^レ廣説、顯示^{スルコト}略説、應^レ知如^レ經、此則略説持戒之相^{トイフ}⁽⁵⁸⁾故。」

元照は、これに對して、完璧ともいえる次の註を出してい

る。

「方便遠離、為^レ護^{ルカ}根本^ニ故、云^レ從也。是戒相^ト者、謂前根本木叉、是其法體、從戒多別、故云^レ戒相。微細^{ニシテ}難^レ知^リ、故不可^レ廣説、此且^ム一往對分、若論^{シテ}遮^セ性^ニ、各具^ス體^ニ相^一、應^レ知^リ、拠^ハ経語勢^ニ、總^{シテ}結^ス前科、論節^ニ于後^ス欲^レ貫^{シト}下文⁽⁵⁹⁾。」

「從戒」「戒相」「不可^レ廣説」など、説いてあますことがない。そして、「從根本戒」を戒相、「根本戒」を法體とするのは一往兩者を相い対せしめて論じた場合で、もし遮戒・性戒として別々いなれば、それぞれに法體と戒相があるわけで、そこまで元照は懇切に説いているのである。また「此則略説^{シテ}持戒之相。……」という經の語勢は、「總じて前科を結す」とするのも、うなづかれよう。

「釈^{シテ}略説」の次に『論』は、「正順を称す」る。

「戒是正順者、此言示現^{スル}從戒義^ニ故、於^ニ此彼處^レ説、從有^リニ二種、一者從根本戒、二者從根本所起成就戒^{ナリ}⁽⁶⁰⁾。」

「戒はこれ正順」の解釈は、いわば本經のかなめの一つと

もいえる。『論』は、「従戒の義を示現する」として、「従根本戒」と「従根本所起成就戒」を出すのであるが、元照は次のごとき説明を、これにあたえている。

「經云、戒是正順者、言此従戒、是隨順解脱之法、隨順即是従戒、於此彼処說。従有二者、彼即前文、此即當科、一順前根本、二順後解脱、以經中解脱之本、一句、義通前後、望前則謂、此従戒順本法體、即名法體、為解脱本、在今則謂、此従戒成後解脱、即目従戒、為解脱之本」⁽⁶¹⁾

通常ここは、この戒を持てば解脱に順じて智慧を生じ、持たざれば煩惱に順じて惑業を生じやすい、と解されがちであるが、『論』が「已說従根本戒、次說根本戒、與従戒俱解脱、能生諸功德故。」というごとく、二戒がともに解脱の因となる、というように解すべきである。すなわち「従戒」を「解脱に隨順するの法」を解し、『經』の中の「解脱之本」とある一句を前文と後文とにかけて、前に望んではこれを根本戒に順ずる意味にとり、後に対しては後際の解脱に順ずる意味にとる。いずれにしても「根本戒」も「従根本戒」も、二戒ともに「解脱之本」である、と元照は『論』意を展開する。そこで、前者によれば、「順解脱之本」よむべきであるし、後者においては「順解脱之本」とよむべきである、という註が存する。⁽⁶²⁾

この科段でとくところが、後者であることはいうまでもな

い。そこで『論』は「従有二種」として「従根本戒」と「従根本所起成就戒」の一を出しているものの、「従根本者、……如向已說故。」と、その説明をはぶき、もっぱら二の「従根本所起戒」の方を群釈する。実践上からも、この方が、はるかに大切である。

「従根本所起成就者、示現後際解脱因中際従戒生故、如經解脱之本。戒是解脱體、能正度故、如經故名波羅提木叉故。此言示現能度身口意惡彼岸、成就三業解脱上故。」

従戒こそ後際解脱の因であり、その意味では「解脱之本」である。これをさらに具体的に転釈すれば、「身口意の悪を彼岸に度し、三業解脱を成就する。」ことになるが、元照は「戒如舟船、無始生死為此岸、身口意惡為中流、三業解脱為彼岸、在因則隨分解脫、至果即究竟解脱、故一切諸仏皆有三不護是也。⁽⁶³⁾

と、きわめて懇切な註をほどこしている。

「釈正順」について、「釈レ生諸功德」である。『經』の文は、「依因此戒、得生諸禪定及滅苦智慧。」であるが、『論』も『記』も、有色すなわち四禪定と、無色すなわち四空定を出すのみで、禪定の解釈はあくまで小乗的である。のちの禪宗系の註も、その規格をまもつてゐるのは殊勝である。ただ、「依因」のよみ方を、元照は「依謂依託、禪智依止故、因即因由、定慧由生故」⁽⁶⁴⁾としているので、これに従うなら

ば「依リ因レハ」と訓すべきであろう。「依因」を一字つらねて「よつて」と訓することもできよう。また「因依」とする本もあり、この方が一般的であるが、よみ方は前者とかわらなくてよいと思われる。

「対治邪業功德」のさいごは、「四勸修利益」である。

すなわち勸修戒の利益を、『論』は五種に分つてとくのである。「一者勸レ不レ失ニ自体」、「二者勸レ不レ捨ニ方便」、「三者勸下遠ニ離諸過身口意業常集中功德」、「四者勸レ知ニ多過惡者於ニ身口中一切時不レ能レ生ニ功德」、「五者頭下示菩薩」於ニ所レ修行三種戒中「有中如レ是得失上者応當住ニ安穩処」不レ住ニ不穩処。⁽⁶⁶⁾などがいわゆる五種の勸であるが、元照はこれらを受けて、それぞれ詳釈をほどこしたのち、

「初与レ二別指ニ戒、三与レ四通示ニ戒持犯得失、五即總ニ上得失、以勸修レ捨。」

と、たくみに五種の細科を三科にまとめている。

以上で、「修習世間功德分」の第一「対治邪業」のすべてをおわり、第二の「対治止苦」に入るわけであるが、『論』は、これに「一者根欲放逸苦」「二者多食苦」「三者懈怠睡眠苦の、三種の苦があるとして、その対治をときあかしている。なぜこれら三苦をつらねるであろうか。元照の説明は、次のようにある。

「苦是教障、即此色心、衆苦所依、總名苦果。然苦相衆多、取

其偏重、且列三相。初散後眠、中間廉具、皆謂逼惱色心、招集來果、皆不適意、故云苦也。」⁽⁶⁸⁾

衆苦のなかで、その偏重をとつて、三相となしたというのであるが、初めの根欲放逸は散、後の懈怠睡眠は眠、として中間の多食を、散と眠とをかねそなえたものとする。如上の戒護に對して会護ともいうべきものである。

さて、一の「根欲放逸」は、「根放逸」と「欲放逸」にわかれ、「根放逸」においていわゆる五根の対治が所護と能護の二面からとかれる。が、前者においてだけ説いて、なぜ意根を出さないのであるうか。

「五根是色法、意屬心法、故云非色、欲レ彰ニ二別、故特分レ之。二…五根是別、互不ニ相通、意根は總、通縁非礙、相統過去、二種五塵、皆意所レ縁、則顯意中、通攝ニ五根、總別既殊、対治各異、故不可レ合。」⁽⁶⁹⁾

意は、心法で、意の中に五根が摂められる。両者は總と別との関係にあって、その対治の仕方もおのずから異なるから、別して意根を簡んだとするのが、元照の答えである。五根に「動念対治」と「不動念対治」の二種の対治があることを『論』は示しているが、「動念対治、即當科戒念智護、治ニ根苦也。不動念対治、即後科三種三昧、治ニ欲苦也。」と註している。

以上の所護を釈する一段について、能護のそれが、「戒念

対治之益」と「智護対治」に分れてとかれる。前者はさらに、「有戒念之益」と「無戒念之失」に分たれるが、ここで牧牛の喻がとられて、『経』の「如牧牛三人、執杖視レ之、不レ令縱逸犯二人苗稼。」が、戒念あるの益にあたり、「若縱五根非下唯五欲將無崖畔不_{ルノミニ}可レ制也。」が、戒念なきの失にあたるわけである。戒念あるの益を結ぶにあたり、『論』の、

「以戒念成就故、三昧方便及正受功德、無減失故、不犯苗稼、相似法故。」

というを受けて元照は、

「三中、三昧方便即觀慧、正受即禪定、此二功德、由戒念生、戒念既成、故無減失、無減謂不減少、無失謂不全失、苗稼即喻定慧功德。」有云牧人喻比丘執杖喻竝非

と、のべてている。苗稼を定慧の功德に喻えるのであるが、これに対して苗稼を五欲に喻える註を斥っている。彼は、前掲

の文のすぐまえで、牧人を戒に喻え、牛を五根に喻え、執杖を正念に喻えているので、とうぜん苗稼は定慧の功德ということになるが、有る人の云う牧人を比丘、執杖を戒、苗稼を

五欲とする解釈も、いちおうは成立するとみてよい。後者の方が、一般的であろうが、それだけ皮相的でもある。この点、元照の方はるかに内面的で、よく戒念似相をとく『論』意をうけていることがわかる。前述したように『論』意は解

し難いので、多くの注疏がこれを避けている中、元照のみはよく『論』の深解を展開している。たとえば、つづく「無戒念之失」のおわりに、

「上三段初明現惡增広、次明來報墮、後明受報無窮。」

とあり、牧牛の喻を現惡の増広、次に惡馬の喻を來報の墮、後に出てくる劫賊の喻は受報無窮の失を明かしたものとしている。

戒と念につづいて第三の智護がとかれる。『論』は「向説戒念護、念説智護故」といつていて、これをうけて「次智護中、戒捉念縛、智護即慧殺、三昧即慧也」と、

たくみに戒・念・智護の相関関係を元照はのべている。智護には重障と軽障のばあいがあり、前者について『論』は

「智者三昧觀故、彼是三昧重障故、如經是故智者制而不隨、故、護彼如害命、相似法故、如經持之如賊不令縱逸故」

とあり、『記』はこれをうけて

「治重障中、三昧觀者、釈二經制而不隨、文中兩言レ彼者、竝指五根、隨縁馳散故是三昧障、能害慧命故、護如賊、持是護、謂防護也。」

と重障を詳証している。軽障についても同様であるが、煩を避けて省略することとする。

「根放逸」は如上でおわり、次は「欲放逸」である。『経』の文でいえば「此五根者、心為其主、是故汝等當好制心、

……」の一段にあたる。『論』は「欲苦者心性差別故、」と註し、元照はさらに「心性差別如三下四種⁽⁷⁸⁾」と略訛するが、要するに「根従心起、心總諸根、故是主也。」とあるように、五根の主な心を制することが、欲苦の対治とはなるわけである。かくて三昧の障法がとかれ、三種の三昧の相と、三種の障法の相とが示される。「一者無二念三昧相」「二者調柔不動三昧相」「三者起多功德三昧相」が前者であり、「一者心性差別障」「二者輕動不調障」「三者失諸功德障」が後者である。『經』が障法を先にし、三昧を後にするところから、まず三種の障法がとかれる。その第一の障は「心性差別障」であるが、「差別」とは、毒蛇は貪、悪獸は瞋、惣賊は癡、大火は等分などの四種を指し、これらの差別を治せんために「無二念三昧」が必要なわけである。第一の障の「輕動不調障」を、『論』は軽動障を「示現^(スルカ)諸根中転識動故⁽⁸⁰⁾」といい、「識依根起、隨境轉變、故云^(スルカ)転識、……」と元照は受けているが、二種の「不調障」については一の「生処障礙」を「欲障^(ハルカ)二善報故⁽⁸¹⁾」二の「修行因苦礙」については「欲障^(ハルカ)三善因故⁽⁸²⁾……」と細訛をほどこしたのち、その治法によび、先の調柔不動三昧こそ上の軽動障を治することを説く。三の「失諸功德障」は「三中、喪善事者即失^(ハルカ)禪定智慧三乘因果功德⁽⁸³⁾」と、簡単に注されている。これに対するのが、心法を一處に制することを説く三の「起多功德三昧」である。

「根欲苦對治」につづくのが、「多食苦」である。これに「一者身食」「二者心心數法食」の二か出されるか、前者を「謂一切有形之食、能資^(クル)身力、故能資所資、俱是色法^(ナリ)」後者を「心即心王、數即意思等、即前四種心供養也。以^(テ)數法食、能資^(クル)心王、故能資所資、皆是心法^(ナリ)」と元照は詳注している。さて、その対治であるが、『論』は二種の三昧を出すとともに、六種の功德をあかしている。

「若多段食、難止息故、去^(ルコト)禪定遠故、是心心數法食者欲界相違法中、方便對治^(スルカ)故、復示^(スルカ)第一義心三昧中盡^(ルコト)故、成就^(スルカ)無食三昧⁽⁸⁵⁾」

元照のこれが註は詳細をきわめる。「身食」とは「初明^(スルカ)身食、言^(フ)段食者、亦名^(ハルカ)搏食、謂有^(ハルカ)形段、可^(キカ)搏墮故、」「難止息」とは「身既不^(レバ)調、心則昏亂、禪定難^(シテ)成、故云^(スルカ)去遠^(ルコト)也。」とあり、これでは小食三昧がぬけているとして、「此下合^(スルカ)云^(フ)下成^(スルカ)就小食三昧^(スルカ)故^(ト)上伝文訛脱^(セリ)、義必具^(スルカ)レ之、對^(シテ)下可見^(ル)。」といつてある。これがないと下の無食三昧にあい対するものを欠く、という意である。たしかに次の六種功德のところで少食三昧が出てくるので、かく解すべきである。「心食」については、「心數是欲界亂業、三昧是定業故曰^(スルカ)三相違^(ト)、即下用^(テ)平等觀^(ヲ)對治也。」とあり、「第一義心」とは、「即^(スルカ)下平等法身、體性寂滅、出^(スルカ)過^(ル)諸法、名^(ク)第一義^(ト)」とあつて、この三昧を得れば、心心數ことごとくつくるので、無食

といわれるわけである。

以上、小食・無食の二種の三昧中に、六種の功德があるとされる。「一者受用対治功德成就」「二者平等觀功德相似成就」「三者究竟対治功德成就」「四者顯示平等觀功德成就」「五者不虛受功德成就」「六者知時功德成就」で、そのうち第一、第五、第六が少食三昧をあらわし、その他のものが無食三昧をしめしている。『論は』、これら六種を『經』文に比して細釈しているが、元照も、さらに律鈔や『増一阿含』等を出して、よりくわしい注釈をこころみている。そして、

「第二明ニ正觀、三示ニ觀成、四舉レ喻顯レ此、明下由ニ平等觀、而成中無食三昧上也。」「第一示ニ離過、五顯ニ所為、六明ニ節量、此明下由ニ對治法、而成中少食三昧上也。」と兩三昧を収束している。

以上、「多食苦」につづいて「懈怠睡眠苦」が第三にとかれる。なにゆえに懈怠と睡眠とをまとめて一苦とするのか、『論』は「示下現懈怠者謂、心嬾惰故、睡眠者身悶重故、此二相順共成中一苦上故」と説明している。不疲倦と思惟とが、これら両者の対治の法である。そのうち睡眠の起きる原因を、「一從レ食起、二從ニ時節、三從レ心起、若從ニ食及時節起者、是阿羅漢眠、以ニ彼不ニ從レ心生。故、無ニ所蓋ニ故。」と説いている。元照は、やはりこれを細釈して、

「從食起者、飽醉困悶故、從時起者、夜暗昏冥故、從心起者、

耽樂無レ時故、前ニ從ニ佗縁生、是身患也。後ニ從ニ煩惱一起、是心惑也。凡夫學人、具有ニ三種ニ聖人苦依身在、故有ニ前ニ已斷ニ五蓋、則無ニ第三故、云ニ無所蓋也。」

とのべてある。食が過ればむねくなるのはどうせんであり、また夜間くなればおのずから眠くなる。これらの二は依身をもつところの阿羅漢もある身患であるが、後の一は煩惱よりおこるところの心惑であるから、凡夫にはあるが五蓋を断じた聖人にはないわけである。いたりつくせりの釈である。

これら三種の睡眠のうち、初めの二つは精進をもつて対治し、後の一つは思惟觀察と淨戒がその治法である。思惟觀察とは定慧であるから、淨戒をくわえた三学で睡眠蓋を治することになる。いかにも、大がかりであるが、それだけ睡眠が修行を妨げるわけで、前者はさらに「觀ニ五陰無常」と「觀ニ陰等常害」に分れ、後者も「淨戒対治」と「慚愧対治」とにわかれて詳釈が、『論』『記』ともにほどこされている。それだけのことが修行上、必要なのである。であるから、この科段のさいごで、元照は、「大悲深切、遺ニ茲極訓、諸有聞者、寧不レ動レ之、必憤ニ斯言、而能自励、可レ謂、勇猛丈夫、真仏子矣。」とのべて、修行者を策励しているのである。

七科の第二「修習世間功德分」の第二「修習対治滅煩惱功德」が、以上でおわったので、第三の「修習対治滅煩惱功德」

がとかれる。これに三種の障とその対治が示される。三種の障とは瞋と慢と諂である。忍辱・謙卑・質直がその治法である。

『論』は、「初障対治者、瞋恚煩惱障対治故、示現堪忍道」⁹²、「といひ『瞋恚是障、忍是対治、堪謂智力堪任、忍即

抑忍苦受、衆聖所行故云道也。」と『記』は「堪忍道」

を釈し、さらに「初示实行」⁹³「安苦道」、「二顯示安樂道」、「三明過患常護」⁹⁴「四世出世間法相違」の四について、『論』に

そうた詳釈をほどこしている。「忍之為德、戒苦行、所レ不レ能レ及。行レ忍者乃可ニ名有力大人」と『経』にいわれているのであるから、堪忍の説明がいかほど叮嚀にとかれても、過ぎることはないのである。有力の大人については、

「丈夫即大人也、南山云丈夫者、建レ心慕レ遠、清節不レ羣、卓然風霜不レ改其操、鏗然憂喜、未レ達其心、方名ニ丈夫、堪レ為ニ釈子、必遂レ世浮沈、任レ情喜怒、則志同ニ兎女、豈号ニ大人。」⁹⁴

下文所謂不レ名ニ入道智慧人也」

とあり、これは「南山の云く」といつてはいるが、元照の、中國的な大人の定義であろう。その意味では、かれの修業者の典型を語つたものとして興味ふかい。

以上第一の「瞋恚煩惱障」の次は、第二「橋慢障」の対治である。『論』は、「第二煩惱障対治道者、示下現自無三尊勝心、成中就輕二賤身心二行上故、遠三離貢高煩惱」⁹⁵、「とあり、『記』は「無尊勝心者、由自尊已故、起橋慢、此示煩惱、

之本一也。軽賤身心行者降レ志謙卑也。治法既成、煩惱即息、故云遠離」⁹⁶と、これを詳註しているが、さらに『経』に順つ別釈七が出されて、出家人のこれに対する態度がのべられている。

第三障は「諂曲」の対治で、『論』は、「第三障対治者、示現根本直心、遠ニ離諂曲煩惱障」故、於身口意中、自違彼故」と説き、『記』は

「三治諂曲、明ニ遠離中……根本直心者、以能出生道心、故、名ニ根本、……凡愚自昧、三業動用、還欺、自心、足恭、面柔、是身諂、巧レ言令レ詞、是口諂、方便計校、是意諂、三皆邪曲、而本於意、故但云心、自違彼者、彼即是道、道非邪曲、故云相違」⁹⁷

と、諂曲の具体的説明をなすとともに、三業の諂は意にもとずくところから、これを心というと釈し、質直の心こそ、これが対治となることを述べている。すなわち「直心是道心本」であつて、「道心由直心而生故、直心為道心之本」⁹⁸というが如くである。

七科の第二「修習世間功德分」をおわり、いよいよ第三の「修習世間大人功德分」に入る。『経』でいうと「汝等比丘當知、多欲之人、多レ求レ利故、苦惱亦多。小欲之人、無レ求無レ欲……」という初めの「無求功德」から、「汝等比丘、若シ種種戯論、其心則乱、……唯当速滅戯論之患、是名ニ不戯

論。」という終りの「畢竟功德」までである。さて『經』の大乗的解釈をこころみる『論』を受けている元照にとつては、そのはじめにこのことを高調しなければならぬのは、とうぜんである。彼は、まず「大人功德」という「大人」について、その見解を展開する。

「一切大人、即目_ニ菩薩、以揃_ニ一乘、教雖_レ在_レ小、論取_ニ深意、例_{シテ}判_ニ大行。又拠_ニ首標_ニ、建立_ス菩薩所修行法、則一經始末、悉、大人行、豈唯此分手。」

「孤山云、三乘聖人、悉曰_ニ大人者誤也。即前所謂大道心衆生、亦云_ニ大士、士即_ハ是人、訛語小異、安有_ニ小聖反名_{アリ}大耶。八大人覺經云、如_レ此八事、乃是諸仏菩薩大人之所_ニ覺悟_{スル}。非_ニ唯此經、一切經論、凡標_ニ大人、皆為_レ揃_レ小、學者宜_レ知。」

もみられない。「孤山云く」以下は、大人とは、あくまで大乗の菩薩であることを強調したもので、多少附会の感がなくもないが、この『經』を大乗的に解する最も重要な手がかりの一つであるから、これくらいの強弁はいたしかたないところであろう。「先ニ云カ如ク論ハ大乗ヲ至要トシテ高斷シ玉フ故ニ是ノ科ノ中ニ八種ノ大人ノ功德ヲ舉テ傍ラニ小乘ヲ簡異スル意見タリ。」と註される如くである。

さて、八種の大人の功德とは、「初無求功德」「二知覺功德」「三遠離功德」「四不疲倦功德」「五不忘念功德」「六禪定功德」「七智慧功德」「八畢竟功德」であるが、その初めの「無求功德」について『論』は、「知_ニ覺_{スルカ}多欲過_ヲ故、於_レ中說_ニ所知覺_ヲ、有_ニ五種相。」として、多欲における五種の相を、別釈する。元照は、「云_ニ無求_ト是所修行_{ナリ}多欲_ト即所覺過_ト」これを釈したのち、別釈の三において、「三中、因果集起_ト者、出世因_ニ、起_ル自少欲_{ヨリ}謂能生_{アリ}也。」といい、またそのしたがつて『經』はたしかに小教だが、『論』はその深旨をとつて大乗に解し、そのはじめに「菩薩所修の行法を建立す」といい、この一經すべてが大人の行であるとする。あに「修習出世間大人功德分」だけが、大乗であるといふのではない、とあくまで『論』意を徹底させると共に、一方では『經』をあきらかに小教と規定して、その分斎を明確にしている。この点、元照の註釈態度は、判然としていて、いささかの混乱

が、第一の少欲とはどのようにことなるのであるか。『論』は「若如_{ナハ}是者、二種知覺、云何_{シカ}差別_{セン}。此中示下現_{スカ}初知覺者、遠_中離_{スルヲ}佗境界事上故、知足者、於_ニ自事中_ニ、遠離故_{スルニ}。⁽¹⁰³⁾」と

のべ、『記』は

「少欲於^{ハテ}二^ニ佗物^ニ不^レ求、知足於^{ハテ}二^ニ自事^ニ不^レ縛。雜心論云、少欲未來境、謂未得者即他境事、知足現在境即是自事。又云、現在不^レ取ニ一錢^ヲ難、未來捨ニ輪王位^ヲ易。則知二行前劣後優、昔人妄以^ニ佗境界事^ニ註^シ當觀知足^ヲ以^ニ自事遠離^ヲ、註^スニ安穩之處^ヲ」⁽¹⁴⁾

と釈して、両者を対簡し、なお今時の講者のあやまりを難じて

ている。少欲と知足とを、自・他に配し、あるいは未來と現在に配するなど、元照の明晰な頭脳を見る思いがする。

第三の「遠離功德」を、『論』は「自性遠離門」「修習遠離門」「受用諸見門」の三に分つてとくが、そのはじめの「自性遠離門」では、「我相執着障對治」以下、四種の対治がとかれる。元照も、もちろんこれらを詳釈しているが、その中で、大小両乗の接点をしめす解釈が現われているので、次にかかげてみる。

「大小両乗、皆稱^{シテ}二^ニ靜処^ヲ、遠塵離染^ヲ、息^レ俗帰^レ真^ヲ、自^レ昔諸師、率^キ多罔冒^{シテ}乃^チ謂此段、唯^{シムト}初心^ヲ、又謂喧靜一如^ヲ、豈須^{シヤフ}用^レ此^ヲ、斯^レ皆^レ不知^ラ三分量^ヲ、謗^レ仏^ヲ違^レ經^ヲ、翻^シ矜^{シテ}二^ニ鄙俗常談^ヲ、特^シ背^ニ殷勤嚴誠^ヲ、塞^シ三乘路^ヲ、開^シ四趣門^ヲ、引^キ誤來蒙^ヲ、為^{コトバ}害非^シ小^キ、勉^メ之^ヲ」⁽¹⁵⁾

俗塵をはなれて静処にあるのは、大小両乗かわるものではない。ところが多くのひとは、この段は小乗の立場で初心の入門者をいましめるのであるといい、あるいは大乗の立場で喧騒も寂靜もおなじようなものだ、あえて静処を必要とした

いというよりも取られているが、これは大小両乗ともに静処を求めるることをしらないのであって、せっかく与えられた深切の遺誠にそむくものである。そればかりか、大乗から三乗への通路を塞いでしまうというのが元照の主張である。大相攝の立場まで打出さねばならなかつた彼は、この註のかで、あざやかに自己の思想を表現している。

第四の「不疲倦功德」は、いわゆる流水鑽火の比喩のもとに精進と懈怠とがとかれ、第五の「不忘念功德」は、『論』に聞・思・修に配しての略説がみられるが、『記』は不忘念^ト謂^ク、攝^{シテ}散^{ハス}歸^レ一^ヲ、常守不^レ失^セ⁽¹⁶⁾と釈するとともに、「南山^ノ云、先嚴^{シテ}淨識^ヲ、託^ス對^{五塵^ヲ}、是也^{ナリ}⁽¹⁷⁾」といふなど、律家からの姿勢がうかがわれる。

第六の「禪定功德」については、元照は注目すべき註を出している。なぜなら前五者は、少欲・知足といい、また遠離^トといふも、みな一般的な註釈以外にほどこしようのないものであるが、こと禪定に関しては、かなり中國的な解釈が『經』の小乗的禪定に対し加えられてしかるべきだからである。

『論』のいう「八種禪定」等をうけて、元照は「禪定」の華梵両標の説明からはじめて、四禪八定を詳釈している。しかし、これだけでは小乗の禪觀におわつてしまふので、「今經所^レ勸^シ註^シ謂^シ發^シ真^ヲ出^シ離^{コトヲ}生死^ヲ」といふ苦しい辨明をほどこすと共に、「智者云」として「既得^レ禪定^ヲ、心無^シ所依^シ、泯然^{トシテ}凝^シ」

寂一心在レ定、猶ニ如明鏡不レ動、淨水無レ波、湛然ニシテ而照、万

法像現^{スルカ}「是也。」の文を出して、天台的な註釈を掲げている。

天台的色彩をもつ彼としては、どうせんのことであろう。このことは、つきの「阿耶波那」を釈したとき、さらに露骨にあらわれる。

「阿耶波那是調^{レフ}息、並為^ニ入定方便、天台云、欲界麤散^{ニシテ}非^レ數^{ニシテ}不^レ治、故須^レ調^レ息、是入定三要、阿那^ト云^ニ入息、波那^云^ニ出息、亦云^ニ安般那^ト、音小異耳、安般守意經云、安之言生、般之言滅、即出入息也、凡欲^レ修^{セント}者、先當^ニ攝^レ心諦想^ニ於^レ息、……或^レ數^ニ出息、或^レ數^ニ入息、隨^レ宜無^レ在、但從^レ一至^レ十、中無^ニ間雜、即是法成、或^レ忘惑散、還從^ニ一數、則^ニ亂靜息、心禪停住、未世馳散、正當^ニ修習、如^ニ南山淨心誠觀、天台法界次第廣^ニ之、須者自尋、^{セヨ}不^レ能^ニ煩引^一也。」

数息觀を出し、『法界次第』を出すと同時に、南山の『浄心誠觀』をも出している。元照の、基礎教養の正直な露呈である。

第七の「智慧功德」においても、『論』のいう「復示^ス下難得能得、於^ニ第一義処^ト遠離^上故、」を釈して、「第一義処^ト小大須^レ大、小則^{ハチ}真空涅槃、大乃^{ハチ}常住妙理、唯仏能示^{シヨマフ}」といい、小乘と大乗とでは第一義処の解釈がちがうから、区別すべきを論じている。そして、「雖^モニ第一義^ト亦須^ニ遠離^ス、故^ニ云^ニ得脱^ト、祇此遠離亦復須^レ離^ル」と後者の立場における解釈

をほどこしているのはどうせんである。

第八の「畢竟功德」は、『論』に「已説^ニ長養方便功德、次説^ニ大人成就畢竟功德^ヲ」⁽¹¹²⁾とあり、『記』に、「初句結^レ前、總上七種、竝是方便、為^レ趣^レ果故、」⁽¹¹³⁾とあるように、以上の七種の功德はみな方便であり、因でありうる対して、この第八のみ果であるとする。そして『記』はさらに、方便について「須^レ知一切教門、無^レ非^ニ方便。」といい、「若起^ニ執諍^ト通^{シテ}帰^ニ戲論^ト、謂執^レ己非^{セバ}佗、淨詞異論^{ニシテ}同^ニ於^レ戲劇^ト、故云^ク戲論^ト」⁽¹¹⁴⁾と、戲論を詰めているが、そこに初心者への配慮がみてとれるのは、いうまでもないであろう。なお元照は、この第三科のさいごに「已上八種、前五是禪定方便、六是正修、七由^テ定發^レ慧、七種竝因、八即^レ是果。」⁽¹¹⁵⁾とのべて、八大人覺をしめくくっている。

以上、第二科の「世間功德分」と、第三科の「出世間大人功德分」とをもって、『遺教經』の、主要部分はおわるのである。すなわち、前者における邪業以下詔曲にいたる七つの誠しむべき徳目と、後者における少欲以下究竟にいたる八つの徳目と、計十五の世・出世にわたる十五の実践徳目をとくのが、この『經』の主要目標であり、したがつて正宗分をかたちづくっているのである。

かくして、第四科の「顯示畢竟甚深功德分」以下は、『遺教經解』などでは流通分となつてゐるのをみてもわかるとお

り、附けたりの觀がなくもない。『論』はこれを、「顯示畢竟甚深功德分」から第五科の「顯示入証決定分」、さらに第六科の「分別未入上上証為斷疑分」と追いあげて、大乘的解釈をほしままにし、ついに第七科の「離種種自性清淨無我分」に至つて、これを収束するのである。『論』の意図が、奈辺にあるかを如実にしることができるのである。よくも平易なこの『經』を、かくまで甚深に解釈しえたものである。

さて、第四の「顯示畢竟甚深功德」では、菩薩常修の功德と、如來常說の功德が、略說広說される。なぜか、元照は「教主常說、弟子常修、皆究竟故、隨二種中顯示甚深」⁽¹⁶⁾と説明している。

そして『論』は、菩薩常修の功德を、「二者、修行菩薩、修三世間功德畢竟、顯示余者甚深功德常修故、此二種修行功德、如レ上。二種中、各修二種功德、応知。」⁽¹⁷⁾と説き、これをうけて『記』は、「二中、世間功德、即前第二分。余者甚深、即第三分出世功德、……此二種者即世間出世間、如上一者即前一分諸段行法、每二一段中、皆具常說常修、故云二各修二種也。」と詳釈している。すなわち菩薩の修行は、第一分における世間の功德と第三分における出世間の功德とを常修するのであって、それは先の如來常說の功德とともに、第二分と第三分とで、あまねく説かれているところのものである。まさしく「畢竟甚深功德」の顯示といえるもので

あるが、世・出世をえらばざる、かかる菩薩の行法の展開は、あきらかに『論』意をもの語つて余すところがないといえよう。なお、菩薩常修の功德を廣說して七種の修相を出していふが、その三修法を明かす箇處で『記』は、「或隨所學、大小乘觀法、無レ非⁽¹⁸⁾真實、皆須^レ繫⁽¹⁹⁾心一境、故無ニ一念」⁽²⁰⁾といい、小乘の觀法についても、その価値を充分認めている。彼の大小相攝の立場は、このようなかたちで註にあらわれているが、この『經』を注釈するうえの苦心を察すべきである。

第五の「顯示入証決定分」では、いわゆる所証の法として、四諦が示されるわけであるが、『經』でとくところは、いうまでもなく小乘の四諦である。それ以上のものでは断じてない。すると、これに対して大乘の立場からいろいろと四諦の解釈がおこなわれなければならない。そこで四種の四諦などがとかれ、その会通がはかられるのが普通であるが、この点『論』も『記』も、それほど『經』から逸脱した解釈をほどこしていない。たとえば『論』が、「無得懷疑者、於是無住諦處、及修行有作諦處、彼二相違處、皆不^レ得^レ疑惑故。」⁽²¹⁾というのを『記』は、「次科無作諦、即見道初果、破^レ見^{シテ}顯^レ理、故云^ニ無作、及修有作、即修道二三兩果、斷^レ思進^レ位、故云^ニ有作、彼二相違、即無學道、二惑永^{シテ}無^ニ復見修、故云^ニ相違」と、有作、無作をまったく小乗的に釈して余解を加

えていない。

第六の「分別未入上上証為断疑分」では、いよいよ大乗の仏果を示さなければならない。そこで元照は「上上証」を「言^{フハ}上上証ト、謂大乘仏果也^{ナリ}⁽¹²²⁾」といい、小乗の五位のうち外凡・内凡をのぞいた見道・修道・無学道の三にわかつて説く『論』にしたがつて詳釈をこころみているが、さいごの無学道において次の如き問答料簡をおこなつて大小両乗の差違を明確にしている。

「問所^ハ以無學尚有^マ疑者、答且就^ハ小宗^ニ理証^{スルコトモ}雖^レ同^ト容^ニ事明昧^{アル}故⁼迦葉結集、偏揃^{ニテ}無疑解脱之人^ヲ方堪^レ預^レ數^ヲ、則知^ル余聖有^レ疑明^ク矣。若望^ニ大教^ヲ、二乘之人^ヲ但破^{シテ}見思^ヲ、得^レ出^ニ三界分段生死^ヲ、而不^レ知^ニ無明^ヲ、宛^{トシテ}在^ニ三界之外^ヲ、變易未^レ亡^セ、二乘謂^ハ之^ヲ習氣^ヲ、菩薩則為^ニ正使^ト、故涅槃經云、聲聞緣覺^ヲ有^ニ煩惱習氣^ヲ、謂^ハ如來畢竟涅槃^ヲ、論云^ニ細疑^ト、正符^ニ習氣^ヲ、「問所^ハ以三位修道在^ニ、初者答^ハ、理拠^ル修道有^レ悲、初後無^レ悲、所以不^レ約^ニ行位次第^ヲ、論貼^ニ經文^ヲ、名義自別^ル、然^ニ上科解^ニ積無^マ得^レ、懷^レ疑^ク、論家自擧即從^ニ次第一引^レ前証^レ此^ヲ、於^レ理自明^{ナリ}、諸家疏記^ヲ、不^レ体^ニ此意^ヲ、有^下將^テ修分^ヲ、總^ニ內凡三果^ヲ、或偏對中^ニ、內凡^ニ違^レ經反^レ論^ヲ、誤^ノ甚^{シキナリ}矣、」

すなわち「しばらく小宗に就けば、理証すること同じけれども、事に明昧あるべし。」といい反対に大乗の立場からいえば、声聞縁覚の人は、見惑思惑の煩惱を破して、三界の分

段生死を出てはいるが、無明をあきらめてないから変易生死までまぬかれたわけではない。まだ煩惱の習気が二乗ではないのであり、もし菩薩の立場でいえば正使が断じられたのではない。このような解説は、大小の権実を説く天台教判にもみえるところである。各教判によつて異義区々たるもののが存するわけで、ここまでくると、各註疏ともそれぞれ抛るところの教學を根底として解釈する以外に方法はないわけである。

また『論』のいう「自地」を「自地^{トハ}即本小乗」といい、ついで「上上成就」を、「今生^ニ大乘信^也⁽¹²³⁾」と解して、大小相対のもとに、いわゆる大乗的見解をふんだんに元照は示している。たとえば、『經』の「欲令^{シテ}堅固」を釈して、「四分律、脊婆已^{シテ}証^ニ無學^ヲ、知^レ非^ニ堅固^ヲ、遂廻^{シテ}心向^レ大^ヲ、即^チ知^ル大乘是堅固法^ヲ⁽¹²⁴⁾」となり、「不滅法門^{トハ}此即通^{シテ}指^ニ大小乘教^ヲ、為^ニ因縁^一也、後出^ニ異義^ヲ、謂^ハ小乘聖人、未^レ免^ニ生死^ヲ、皆^{為^ニ}未度^ト、故^ニ三大乘常住法門^{トハ}、為^ニ度因縁^ト、即涅槃中^ニ、談^レ常顯^レ性、開^ニ示^ス二乘作^ハ、所謂唯一乘、得^ニ滅度^ト是^也⁽¹²⁵⁾」とあつて、大小両乗より常住法門を解説してあますところがない。そして、「諸師疏鈔、解釈^{スルニ}此分^ニ、極多^ニ錯謬講學^ヲ、有識勿^レ執^{ルコト}旧迷^ヲ⁽¹²⁶⁾」といつて、古來の疏鈔についての不満をのべている。かくして七に「離種種自性清淨無我分」にいたり、『論』の「是中、種種自性^者、於^テ五陰法中^ニ、作^ニ種種見患^ヲ、故^ニ妄想

自性障故、此障対治」というをうけて『記』は、「五陰法者、即所計也、種種見患者謂於五陰、広生分別、即能執也、

此見患、体是妄想、能障ニ自心、故云「自性障」由差別妄見故、以ニ一心治レ之」と註し、さらに「清淨無我」をといて、

さいごに「教誨」を釈して、

「遺教名義、題中已引、住持勝者、正為未來故、以其遺教者、顯勝所以、竊詳經末、似闕結文、已見序中、故此不序、宣引是時中夜寂然無レ声二句、接レ之、則始終理順、恐忘前文、故重示。」⁽¹³²⁾

とのべ、卷頭にのべたことを再示して、この『経』の註解をおわつてている。

そして、大乗戒経としての『遺教経』に言及し、

「按南山感通伝、迦葉結果、阿難昇座、先誦此經、是時、大菩薩等、聞皆悲泣、不能自勝、又律中、若說戒日、無能誦戒者、當下三布薩法、誦遺教經、又準壇經、登壇受戒、首誦此經、受已出壇、復須再誦、故知此典、正被今時、凡預三門、宜專誦習、尋言得解、如說而修、豈唯策進心神、仰使住持仏化、諦觀慈訓、塵劫難逢深念聖恩、碎身奚報。」⁽¹³³⁾

と述べている。もつて元照当時ににおける、この『経』の地位が彷彿させられるのであるが、大乗戒経としての『遺教経』については、すでに多くの論説が大野法道師をはじめ存するので、これは改稿して論すべきであろう。註釈を本位とする

かぎり、本稿はいちおうこの辺で擲筆することとする。

（1） 遺教經論住法記（続藏一八六一三 二四九丁左上）

（2） 同（同右 二四九丁左下）

（3） 同（同右 二四九丁左下）

（4） 同（同右 二四九丁左下）

（5） 同（同右 二四九丁左下）

（6） 同（同右 二四九丁左下）

（7） 同（同右 二四九丁左下）

（8） 同（同右 二四九丁左下）

（9） 同（同右 二四九丁左下）

（10） 同（同右 二四九丁左下）

（11） 同（同右 二四九丁左下）

（12） 同（同右 二四九丁左下）

（13） 同（同右 二四九丁左下）

（14） 同（同右 二四九丁左下）

（15） 遺教經私鈔 上巻（駒大図書館蔵写本）

（16） 住法記（続藏一八六一三 二五一丁左上）

（17） 同（同右 二五一丁左下）

（18） 同（同右 二五一丁左下）

（19） 同（同右 二五一丁左下）

（20） 同（同右 二五一丁左下）

（21） 同（同右 二五一丁左下）

（22） 同（同右 二五一丁左下）

（23） 遺教經論疏節要（縮藏 調九 四十二丁左）

住法記（続藏一八六一三 二五一丁左下）

- (24) 同 (同右 二五二丁左上)
- (25) 遺教經論疏節要 (縮藏 調九四二丁左)
- (26) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五二丁左下)
- (27) 同 (同右 二五二丁左下 二五二丁右上)
- (28) 同 (同右 二五二丁左下)
- (29) 同 (同右 二五二丁左下)
- (30) 同 (同右 二五三丁右上)
- (31) 同 (同右 二五三丁右上)
- (32) 遺教經論 (正藏 一一二二一一 八九丁右下)
- (33) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五三丁右下 二五三丁左上)
- (34) 同 (同右 二五三丁左上)
- (35) 同 (同右 二五三丁左上)
- (36) 同 (同右 二五三丁左上)
- (37) 同 (同右 二五三丁左上)
- (38) 同 (同右 二五三丁左上)
- (39) 同 (同右 二五三丁左上)
- (40) 同 (同右 二五四丁右下)
- (41) 同 (同右 二五四丁右上)
- (42) 同 (同右 二五五丁右下 二五五丁右上)
- (43) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五五丁左上)
- (44) 大野法道『大乘戒經の研究』参照
- (45) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五五丁左下)
- (46) 同 (同 二五五丁左下)
- (47) 遺教經論 (正藏 一一二二一一 八九丁右下)
- (48) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五五丁左下)
- (49) 同 (同右 二五五丁左下)
- (50) 同 (同左 二四四丁右上) 以下の科文参照
- (51) 同 (同右 二五六丁右上)
- (52) 遺教經論 (正藏 一一二二一一 九〇丁右上)
- (53) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五七丁右上)
- (54) 同 (同右 二五七丁右上)
- (55) 同 (同右 二五七丁右下)
- (56) 同 (同右 二五七丁右下)
- (57) 遺教經論 (正藏 一一二二一一 九十丁右下)
- (58) 同 (同右 九十丁右下)
- (59) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五七丁左上)
- (60) 遺教經論 (正藏 一一二二一一 九十丁右下)
- (61) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五七丁左下)
- (62) 遺教經私鈔 (上巻 二八丁左) 「若シ人始ノ義ニ依ラハ順ニ解脱之本可レ点、後ノ義ナラハ順ニ解脱之本ナリト可レ点歟。」
- (63) 遺教經論 (正藏 一一二二一一 九十丁右下)
- (64) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五八右上)
- (65) 同 (同右 二五八丁右上 一下)
- (66) 遺教經論 (正藏 一一二二一一 九十丁右下 一下)
- (67) 住法記 (縮藏 一一八六一三 二五八丁左上)
- (68) 同 (同右 二五八丁左上 一下)
- 第十六、不順威儀為「第十一」といつてゐるが、正藏所収の『遺教經論』(一一二二一一)では「十者不覺增過」「十一者不順威儀」となつてゐる。

- (69) 同 (同右 二五九丁右上)
(70) 同 (同右 二五九丁右上)
(71) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十丁左下)
(72) 住法記 (続藏一一八六一三 二五九丁左下)
(73) 同 (同右 二五九丁左上)
(74) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十丁左下)
(75) 同 (同右 九十丁左下)
(76) 住法記 (続藏一一八六一三 二五九丁左下)
(77) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十一丁右上)
(78) 住法記 (続藏一一八六一三 二六十丁右下)
(79) 同 (同右 二六十丁右下)
(80) 遺教經論 (一一二二一 九十一丁右上)
(81) 住法記 (続藏一一八六一三 二六十丁左下)
(82) 遺教經私鈔 (上卷 三五丁左) 「生處等者欲有ル故ニ善報ヲ受テ善処へ生スル事ヲ障フナリ、修行等者欲心アレハ善因修行ヲ成就スルコト難シ、コレ因果ニ約シテ判シ玉フナリ」とある。
(83) 住法記 (続藏一一八六一三 二六一丁左上)
(84) 同 (同右 二六一丁右下)
(85) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十一丁右下)
(86) 住法記 (続藏一一八六一三 二六一丁右下左上)
(87) 同 (同右 二六二丁左下左上)
(88) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十一丁左上)
(89) 同 (同右 九十一丁左上)
(90) 住法記 (続藏一一八六一三 二六二丁左下左上)
(91) 同 (同右 二六三丁左下)
(92) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十二丁右上)
(93) 住法記 (続藏一一八六一三 二六四丁右上一下)
(94) 同 (同右 二六四丁左下)
(95) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十二丁左上)
(96) 住法記 (続藏一一八六一三 二六五丁左上)
(97) 同 (同右 二六六丁右下)
(98) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十二丁左下)
(99) 住法記 (続藏一一八六一三 二六六丁左上)
(100) 同 (同右 二六六丁左上一下)
(101) 遺教經私鈔 (卷下 十五丁左)
(102) 住法記 (続藏一一八六一三 二六七丁右上)
(103) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十三丁右上)
(104) 住法記 (続藏一一八六一三 二六七丁左下)
(105) 同 (同右 二六八丁左上)
(106) 同 (同右 二六九丁左上)
(107) 同 (同右 二六九丁左下)
(108) 同 (同右 二七十丁左下一下)
(109) 同 (同右 二七十丁右下二七一丁右上)
(110) 同 (同右 二七一丁左上)
(111) 同 (同右 二七一丁左上)
(112) 遺教經論 (正藏一一二二一 九十四丁右下)
(113) 住法記 (続藏一一八六一三 二七二丁右上)
(114) 同 (同右 二七二丁右上)
(115) 同 (同右 二七二丁右下)

(116)	同	(同右 二七二丁左上一下)
(117)	遺教經論	(正藏一一二二一 九十四丁左上)
(118)	住法記	(続藏一一八六一三 二七二丁左下)
(119)	同	(同右 二七三丁右下)
(120)	遺教經論	(正藏一一二二一 九十五丁右上)
(121)	住法記(続藏	一一八六一三 二七四丁右上)
(122)	同	(同右 二七四丁左下)
(123)	同	(同右 二七五丁左下)
(124)	同	(同右 二七五丁右下)
(125)	同	(同右 二七五丁左下)
(126)	同	(同右 二七五丁右下)
(127)	同	(同右 二七六丁右下)
(128)	同	(同右 二七六丁左上)
(129)	遺教經論	(正藏一一二二一 九十五丁左上)
(130)	住法記	(続藏一一八六一三 二七七丁右下)
(131)	同	(同右 二七七丁左上)
(132)	(同右	二七七丁左上一下)